

監第1454号  
令和元年10月24日

一般社団法人新潟県建設業協会会長 様  
一般社団法人新潟県建設産業団体連合会会長 様  
新潟県電気工事工業組合理事長 様  
一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会会長 様  
一般社団法人新潟県建築組合連合会会長 様  
一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会会長 様  
一般社団法人新潟県電設業協会会長 様  
一般社団法人新潟県測量設計業協会会長 様  
一般社団法人新潟県地質調査業協会理事長 様  
一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部長 様  
一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会会長 様  
一般社団法人新潟県解体工事業協会会長 様  
一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様  
新潟県建築設計協同組合理事長 様  
新潟県土地改良事業団体連合会会長 様  
一般社団法人新潟県農業土木技術協会理事長 様

新潟県土木部長  
新潟県農林水産部長  
新潟県農地部長  
新潟県交通政策局長

## 令和元年台風第19号に伴う県発注済工事等の取扱いについて（通知）

日頃より、当県の建設行政に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による災害に関しては、貴団体におかれても、被災地へ様々な形で支援を実施されていることと思っておりますが、当面の災害応急対策を優先して行うため、県発注済工事等の取扱いについて、下記のとおりとしますので、会員企業等に対し周知願います。

### 記

#### 1 対象

県発注済の工事及び建設コンサルタント等業務委託（以下「工事等」という。）

#### 2 取扱い

(1) 発注者への協議

国、地方公共団体等からの災害応急対策の応援要請等があり、施工中の工事等の一時中止命令を受ける必要があるときは、発注機関(監督員等)と協議してください。

また、建設資機材が入手しにくい状況が発生した場合についても、同様の取扱いとします。

(2) 一時中止の指示

前記(1)の協議を受けた発注機関は、地域の維持管理や安全確保その他を考慮し、建設工事請負基準約款第21条第2項、委託契約条項第9条、委託契約条項(調査、測量、設計)第12条又は委託契約条項(建築工事監理業務)第7条に基づき、当該工事等の一時中止を指示します。

担当	土木部監理課建設業室	大越
電話	025-280-5386	